

確定申告書は自宅で作成し郵送で提出!

申告書の作成は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」で!!!

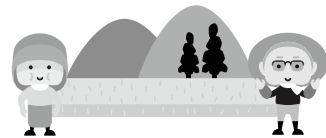
確定申告期間中(2月16日～3月15日)は、**確定申告会場は大変混雑**し、長時間お待ちいただくこととなります。作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、確定申告会場に行かなくても、郵送などで提出することができます。

※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です。

作成したデータは、「e-Tax」を利用して提出することもできます。

※e-Taxのご利用に際しては、電子証明書取得、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



ふるさと納税申告特例制度

平成27年度税制改正により、もともと確定申告の不要な給与所得者等が平成27年4月1日以降におこなったふるさと納税(寄附)について、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附先の市区町村へ提出済みの場合は、確定申告が不要となる『ふるさと納税申告特例制度』が設けられています。ただし、以下の項目に1つでも該当する方は上記申請書を提出済みの場合でも、申告不要制度の対象外となります。ご注意ください。

- ①平成27年1月1日から3月31日までにおこなったふるさと納税がある方
- ②ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告・住民税申告が必要な方
(営業所得、不動産所得がある方など)
- ③ふるさと納税をおこなった自治体が5団体を超える方
- ④ふるさと納税をおこなった後に西原町へ転入された方で、寄附先の市町村へ「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を提出されていない方

※該当する方は、申告の際、市区町村が発行するふるさと納税(寄附金)受領書等の確認が必要になります。あらかじめご準備ください。

お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729

ご存知ですか?

西原町の公式 LINE@ があります!



西原町では「広報にしはら」やインターネットを活用して、住民が知るべき情報、お知らせしたい情報などを広くお届けしています。その一環で、西原町では「LINE@」での情報配信を行っています。

LINE@ 「LINE」は、スマートフォンやタブレット端末向けの無料アプリケーションのサービス。メッセージのやり取りとネット経由での通話が主な機能です。

「LINE@」は、「LINE」のサービスを利用して企業や団体、自治体などが情報を発信するものです。

【LINE@西原町】の登録方法

※使用するスマートフォンやタブレット端末に「LINE」アプリをインストールしてください。その後、①か②のいずれかの方法で、西原町のアカウントを登録してください。

① LINE@ナビ(<http://lineat.jp/>)のホームページから西原町を検索し、登録

② 右のQRコードを読み込む



お問い合わせ 総務部総務課 広報係 ☎945-5011

平成28年度
(平成27年分)

町県民税(兼国民健康保険税)申告のお知らせ

町税の申告や納税について、日ごろからご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今年も町県民税申告の時期がやってきました。

平成27年1月1日から12月31日までの1年間の収入・所得・各種控除について、申告期限までに提出してください。

**申告期間 平成28年2月16日(火)から
3月15日(火)まで**

※ 土日・祝祭日は除く。

受付時間

9:00～11:30 13:30～16:30

※申告内容によっては、受付順番が前後することがございます。あらかじめご了承ください。

夜間申告

2日間は夜8時まで受付します!

3月4日(金)

3月11日(金)

日曜申告

受付時間は通常通りです。

3月13日(日)

申告会場

町民交流センター 会議室(役場併設)

※混雑を避けるため、右記日程のとおり行政区ごとに申告指定日を設定しています。ご協力をお願いします

申告に必要なもの

- ①印鑑(認印可) ※代理申告の場合は、本人及び代理人の方の印鑑が必要です。
- ②平成27年中の収入を証明する書類(源泉徴収票・給与明細書・収支明細書等)
- ③営業・農業・漁業・不動産所得がある方は、収支確認ができる全ての書類(平成26年1月から帳簿保存が義務化されています)
- ④社会保険料・生命保険料・地震保険料等の支払証明書(納付証明書や控除証明書等)
- ⑤障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳・障害者控除対象者認定書等(障害者控除を適用される場合に確認します)
- ⑥医療費の領収書(医療費控除を適用する場合に必ず原本を確認します)
- ⑦預貯金通帳や口座確認ができるもの(所得税の還付申告を受け付ける際に必要です)

～ 期間内申告にご協力ください ～

税務課では、申告していただいた資料をもとに課税計算を行い、法定期限内に納税通知書を送付しなければなりません。そのため、申告期間中の入院や出張等やむをえない理由がある場合を除き、下記の期間、申告受付を停止します。期間内申告にご理解・ご協力をお願いします。

申告受付停止期間:平成28年3月16日(水)～5月31日(火)

《町県民税申告が必要ない方》

- ① 税務署で確定申告書を提出される方
- ② 給与収入が1ヶ所のみで、勤務先から西原町に給与支払報告書が提出されている方
- ③ 年金収入のみで、収入金額が148万円未満(65歳以上)、もしくは98万円未満(65歳未満)の方
- ④ 未成年者や所得がない方で、**町内在住**の納税者の扶養親族として申告されている方(被扶養者となっている方)
※ 町外在住の納税者の扶養親族となっている方は「扶養されている旨」の申告が必要になります。

お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729